

「岐阜県障がい者総合支援プラン（案）」ポイント

1. 入所施設定員数の目標を県の実情に合わせて設定

○入所施設定員数については、国の基本指針では一律削減となっているが（29 年度末までに 4 %削減）、県の実情（*）を踏まえ、関係者の意見を聞いて検討する。

（*）県の実情

- ・全国と比較して入所施設定員数が少ない。
※人口 10 万人当たり定員数：全国平均 144 人、岐阜県 117 人（少ないほうから 14 位）
- ・入所待機者のうち重度の方が向こう 3 年間で約 100 人あり、そのための入所場が必要。

○施設入所だけに頼るのではなく、引き続き地域移行を推進し、ニーズに応じて、「施設入所」「地域移行」の両輪で「親亡き後の住まいの場の確保」を進める。

○地域移行を進めるための住まいの場としてのグループホームの整備を促進する。

2. 「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、普及啓発を強力的に推進

○「障害者権利条約」の趣旨を踏まえ、すべての県民が、障がいの有無に関わらず、個人として尊重されるよう、県民の理解を促進させる普及啓発を強力的に推進するとともに、「障害者差別解消法」に基づいた職員対応要領の策定などの取組みを進める。

- ・「障害者差別解消法」に基づく県の取組みを着実に推進
- ・障害者権利条約の趣旨などを当事者だけでなく、広く県民に周知する活動を強化
- ・意思疎通支援を充実（手話通訳者、要約筆記者等の養成）

3. 県の障がい者支援施策の中核拠点として鷺山地区障がい福祉施設を再整備

○岐阜市鷺山地区において、福祉、医療、教育及びスポーツが一体となった障がい者支援施策の拠点として機能強化するとともに、この地域を障がい者にやさしい地域づくりのモデルとして整備する。**別添**

○また、老朽化が著しい県立障がい福祉施設について、利用者の生活環境改善のため、再整備する。

- ・障がい者総合相談センターの開設（福祉の拠点）
- ・県立希望が丘学園の再整備（医療・福祉の拠点）
- ・県立希望が丘特別支援学校の再整備（教育の拠点）
- ・新福祉友愛プール（仮称）、障がい者用体育館の整備（スポーツの拠点）
- ・県立ひまわりの丘の再整備

4. 2020年東京パラリンピックを見据えた障がい者スポーツの振興

○2020年東京パラリンピックを見据えて、パラリンピックを目指す選手の育成・強化を進める。(2020年に10名の県ゆかりのパラリンピアン輩出を目指す)

- ・トップアスリートの発掘から育成までの一貫した支援の実施(頂点の引き上げ)
- ・スポーツ教室など競技人口拡大に向けた取組み強化(裾野の拡大)

5. 医療・福祉の連携による支援の充実

○難病患者や重症心身障がい児者など医療的ケアを必要とする方への医療・福祉の連携による支援を充実する。

- ・障がい児在宅医療体制の充実
- ・障がい児病棟の整備

6. 発達障がい児者への支援の充実

○乳幼児期から成人期までライフステージに応じた切れ目のない発達障がい児・者一体となった支援を行う。

- ・発達障がい支援センターの機能充実
- ・強度行動障がいのある児者への支援体制の構築

7. 障がい者の一般就労拡大プロジェクトの推進

○特別支援学校卒業生の一般就労拡大に向けて、関係部局が一体となった就労支援を行う。

- ・企業開拓の一層の促進など一般就労支援の充実
- ・軽度の知的障害のある生徒の就労ニーズに応えた高等特別支援学校の整備

8. 障がい福祉を支える人材の質の向上

○障がい福祉を支える人材については、その数の確保に加え、従事者の研修の強化など、その質の向上に向けた取組みを充実する。

- ・相談支援従事者の研修のあり方や位置づけの明確化
- ・特別支援学校教員の質の向上

■策定の過程での特徴

○現場のニーズをプランに反映させるため、素案を作成する前の段階で、障がい者団体など関係者への意見聴取を徹底的に実施(29団体への意見聴取(1団体あたり1時間以上かけて実施))

→現場のニーズの反映

→障がい者の意見をもとに策定する障がい者のための計画